

## 税金

税理士による  
地区相談会場のご案内

税理士による確定申告書の書き方などの相談を無料で行います。

問 湯浅税務署 ☎ 63・5351

| 開設場所                   | 2月     |         |         |         |         | 開設時間                               |
|------------------------|--------|---------|---------|---------|---------|------------------------------------|
|                        | 6<br>木 | 12<br>水 | 13<br>木 | 17<br>月 | 18<br>火 |                                    |
| 有田市文化福祉センター 大会議室       | ●      |         |         |         |         | 9:30～16:00<br>(相談受け付け締め切り時間 15:30) |
| 有田川町役場 吉備庁舎 4階 第2・3会議室 |        | ●       |         |         |         | 9:30～15:00<br>(相談受け付け締め切り時間 14:30) |
| 有田川町役場 清水行政局 2階 大会議室   |        |         | ●       |         |         | 9:30～16:00<br>(相談受け付け締め切り時間 15:30) |
| 湯浅納税協会 3階 会議室          |        |         |         | ●       | ●       |                                    |

※いずれの会場も12時から13時までは相談は行っておりません。

※ご来場の際には、前年分の控え、源泉徴収票（給与・年金収入のある場合）、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具などをご持参ください。

※各会場とも「土地・建物・株式等を売却された所得」「山林所得」「贈与税」「相続税」に関する相談は行っておりません。これらに関する相談が必要な場合は、湯浅税務署までお越しください。

令和6年（2024年）分  
確定申告会場のお知らせ

湯浅税務署では確定申告会場を開設します。

● 開設期間／2月17日（月）～3月17日（月）

※土・日・祝日を除く。

● 相談受付時間／16時まで

※確定申告会場の混雑状況によつては16時以前に相談受け付けを終了する場合がありますので、ご了承ください。

※税務署の確定申告会場では、マイナンバーカードを利用したスマホによる申告を推進しております。スマホをお持ちの方はスマホを、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカードの持参をお願いいたします（マイナンバーカードの二つの暗証番号もお忘れなく）。  
● 土地等譲渡所得および贈与税の相談は、担当者が従事している日にお越しください

・ 日程／2月17日（月）、18日（火）、20日（木）、25日（火）、27日（木）、3月4日（火）、6日（木）、10日（月）、11日（火）、13日（木）、17日（月）

問 湯浅税務署 ☎ 63・5351

書面で申告書等を  
提出する皆さまへのお知らせ

税務行政のデジタル化における手続きの見直しの一環として、1月から、申告書等の「控え」に收受日付印の押なつを行わないこととしました。

申告書等を書面で提出する際は、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願いいたします。

問 湯浅税務署 ☎ 63・5351

## 償却資産の申告をお忘れなく

会社や個人で工場や商店を営んでいる方、アパートや駐車場などを貸し付けている方が、その事業のために所有する構築物・機械・備品などの固定資産（土地・家屋・自動車を除く）を「償却資産」といいます。

1月1日現在における当該償却資産については、1月31日（金）までに申告しなければなりません。期限間近になると窓口が混み合います。早めの（1月中旬を目安に）提出をお願いします。

問 税務課（吉備庁舎）